

社会福祉法人けやきの村
理事、顧問及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準

1 この基準は、社会福祉法人けやきの村理事、顧問、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（以下「規程」という。）第3条について必要な事項を定める。

2 費用弁償の基準

役職名	費用弁償の額	費用弁償額の根拠
非常勤の理事	出務1日につき5,000円	現行の社会福祉法人けやきの村理事、顧問、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程第2条に定める額
監事	出務1日につき5,000円	
評議員	出務1日につき5,000円	

3 報酬の基準

役職名	報酬額	報酬額の根拠
理事長	出務1日につき12,000円 (月額上限240,000円)	社会福祉法人けやきの村嘱託職員雇用等管理規程第5条第2項第4号に定める施設長で定年後再雇用された職員の給与月額を基礎に算出した日額11,000円を上回る額
常務理事	出務1日につき12,000円 (月額上限240,000円)	
監事	出務1日につき12,000円 (月額上限50,000円)	
顧問	出務1日につき12,000円 (月額上限50,000円)	
非常勤の理事	無報酬	社会福祉法人けやきの村定款第21条の定めによる
評議員	無報酬	社会福祉法人けやきの村定款第8条の定めによる

4 この基準は、平成29年6月23日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

5 この基準は、令和元年6月19日に改正し、令和元年7月1日から施行する。